

○柳井市立学校の通学区域に関する規則

平成17年2月21日教育委員会規則第18号

最終改正 令和6年11月12日教委規則第7号

柳井市立学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、柳井市立小・中学校の通学区域について必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 通学区域は、別表のとおりとする。

(児童生徒の就学)

第3条 保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）は、その住所地の属する通学区域の小学校又は中学校に児童又は生徒を就学させなければならない。

(学校の変更)

第4条 保護者の申立てによりその理由が相当と認められる場合には、前条の規定にかかわらず、柳井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、就学すべき学校を変更することができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年3月31日までの間、柳井市立小・中学校の通学区域については、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (略)

附 則 (略)

別表 (第2条関係)

柳井市立小・中学校通学区域表

小学校

学校名	通学区域
柳井小学校	片野東、片野西、北中開作、南中開作、東土手、新天地、山根、山根西、姫田、今市、新町、上田、東後地、西後地、尾の上、和田、忠信、広瀬、

	北町、新市六、新市中、新市三、天神二、天神北、天神南、土手、北浜、 亀岡、魚町、久保、金屋、古市、中野、愛宕、洲崎、南浜、東大才、中大 才、西大才、みずほ、柳町、東樋の上、コープ柳井、西樋の上、中塚、箕 越東、箕越南、瀬戸側、土穂石、西土穂石、東向地、西向地、グランビュ ー南町、サントピア、サントノーレ柳井中央、スイートレジデンス柳井駅 前、一丁田団地、グランシエロ柳井駅南、ヴィークス柳井駅南
柳東小学校	白潟東一、白潟東二、白潟西上、白潟西下、白潟西二、江の浦、宮本東、 宮本西、宮野、大屋、大屋東、千才、野地、琴風、琴風団地、水口
柳北小学校	国清、迫田、下馬皿、中馬皿、上馬皿、石井、黒杭、畑
日積小学校	小国、平和台、上若杉、若杉、大谷、割石、東割石、宮ヶ峠、東宮ヶ峠、 忍道、早馬原、川谷、丸子、諏訪、鍛冶屋原、宮ヶ原、南、坂川、岡村、 水梨、鷹の巣、堺原、大福原、正福、的場、あそか苑、尾崎原、宮の下、 大里、北智雲院、中院、大原、北小国
伊陸小学校	長野、木部、錦、北畑、宗兼、中村、奥畑、門前、泉、宮ヶ原、旭、久可 地、松山、丸山、塩田地、藤の木、上大の口、中大の口、下大の口、大迫、 上竹常、下竹常
新庄小学校	宮の下東、宮の下西、東富尾、下富尾、中富尾、上富尾、浜の内、苗代地、 上苗代地、上大祖、下大祖北、下大祖中、下大祖南、築山、宝泉、下沖原、 中沖原、沖原、大倉、安行、林の西、林の東、水越、上り屋敷、佐保、篠 原、中村、浜、山の口、新生、幸南、幸ヶ丘、築出東一区、築出東二区、 築出東三区、つきで、築出西、築出北、わかば、樋の口、深田、みどり、 さくら、向陽
余田小学校	河添、中村、平田、尾林、西山、蓮台寺、小平尾、晩の木、今出、中郷、 院内、保生地、堀、小原、坂本、宝積台、平尾、南小平尾
柳井南小学校	池の浦、相の浦上、相の浦中、相の浦下、宇積、中村造船、国清、竹の浦、 松浦、西、和田、合中上、合中下、東、青木、吉毛、畑、コスタ、病院、 ゆうわ苑、岩政、近長上、近長下、開作前、開作後、向田、八幡、大古庵、 福井、郷中、岡河内、原、山近、小野上、小野下前、小野下後、浜前、浜 後、中郷、空上、空下、和田石、黒島上、黒島下

小田小学校	前瀬越、後瀬越、楠、神出、小木尾上、小木尾中、小木尾下、大木尾、上浜、東高須、西高須、東田布路木、旭ヶ丘、西田布路木、高須住宅、みどり
平郡東小学校	阿宗、内浜、縄手、石仏、大江、中浜、河内、浦中手、中手、石原・佐保、上久保・下久保、江の尻、波止
平郡西小学校	鶴甫、松葉川、伊場
大畠小学校	神代地区、大畠地区、遠崎地区

中学校

学校名	通学区域
柳井中学校	柳井小学校 柳東小学校 柳北小学校 日積小学校 伊陸小学校 柳井南小学校 小田小学校 平郡東小学校 平郡西小学校 } 通学区域
柳井西中学校	新庄小学校 余田小学校 } 通学区域
大畠中学校	大畠小学校 通学区域